

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

内子町長

公表日

令和4年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づき、届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務である。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ・第1号被保険者の資格取得届・種別変更届等の届出事務 ・保険料免除等の申請受付事務 ・学生等の保険料納付特例等の申請受付事務 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求受付事務 ・年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル、年金受給被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条、第19条及び別表第一(31の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)48、50の項 (別表第二における情報照会の根拠) :なし 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の3、第26条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	内子町住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	内子町総務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	内子町総務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 三根生憲一	住民課長 亀岡 弘	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	II しいき値判断項目1. 対象人数	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成29年7月27日	II しいき値判断項目2. 取扱者数	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 亀岡 弘	住民課長	事後	記載要領変更に伴う修正
平成31年4月15日	II しいき値判断項目1. 対象人数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	II しいき値判断項目2. 取扱者数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年12月17日	I ー4ー①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和2年12月17日	I ー4ー②法令上の根拠	なし	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)48、50の項 (別表第二における情報照会の根拠) :なし 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条の3、第26条の4	事後	
令和2年12月17日	II ー1及び2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年12月17日	事後	再評価の実施
令和2年12月17日	IV ー6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	なし(情報提供ネットワークシステムに接続しない)	十分である	事後	
令和4年2月28日	I ー4ー②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月28日	II ー1及び2いつ時点の計数か	令和2年12月17日	令和4年2月28日	事後	時点修正